

北海道告示第11120号

北海道が令和5年度（2023年度）において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年8月7日

北海道知事 鈴木直道

（保健福祉部所管分 その9）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 遠隔医療促進事業</p> <p>医療介護総合確保促進法に基づく北海道計画に基づき、通信技術を活用して、医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>				<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 保福第344号様式別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>(1) 設備整備事業</p>	<p>知事が認める病院又は診療所の開設者</p>	<p>遠隔医療促進事業に必要な委託料、備品購入費（取付工事料を含む。）</p>	<p>2分の1以内</p> <p>寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等</p>					

			を行う。					
(2) 遠隔相談事業	知事が認める病院又は診療所の開設者	遠隔相談の実施に必要な経費（人件費（給料、職員手当）、需用費（消耗品費、図書等購入費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料）	10分の10以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。					
(3) 在宅患者遠隔支援事業	所在する在宅医療圏内に在宅療養支援医療機関がない在宅患者に対して訪問診療を行う医療機関又は同一在宅医療圏内において、16kmを超えて訪問診療を行う医療機関	在宅患者遠隔支援事業に必要な委託料、備品購入費（取付工事料を含む。遠隔医療情報通信機器整備事業費補助金で対象となる経費を除く。）	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。					
		在宅患者遠隔支援事業を実施するための学識経験者やコンサルタントなど外部専門家のアドバイザー費用（委託費、報酬、報償費（謝金）、旅費）	10分の10以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附					

			金その他の収入金の控除等を行う。						
2	<p>専門研修受入促進事業</p> <p>北海道内の医師不足地域における安定的な医師確保を図るため、道立病院をモデルとして実施する専門研修受入促進事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。</p>	<p>北海道道立病院局</p> <p>専門研修受入促進事業として、北海道道立病院局において事業実施される下記事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償等、旅費、需用費（消耗備品、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬、広告料、手数料、保険料）委託料、使用料、負担金）。</p> <p>（1）南檜山圏域周産期環境研究事業 （2）循環呼吸医療再生フロンティア事業</p>	10分の10以内	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>			
3	<p>休日夜間診療確保対策事業費補助金</p> <p>休日又は夜間における地域住民に対する救急歯科医療提供体制を確保するため、一般社団法人北海道歯科医師会が行う郡市区歯科医師会の休日夜間歯科診療事業の運営経費を一部負担する事業に対し、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>一般社団法人北海道歯科医師会</p> <p>各郡市区歯科医師会の医療機関が行う休日夜間歯科診療事業の運営経費を一部負担する事業に要する経費。</p>	10分の10以内	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>			
4	<p>救急医療体制確保事業</p> <p>休日又は夜間における救急患者への医療体制の確保とその円滑な運営に向けた基盤整備を図ることを目</p>	<p>一般社団法人北海道歯科医師会</p> <p>1 救急医療に関する研修会等の開催及び調査検討事業の実施に要する経費 2 夜間診療未実施地域の体制確立及び複数実施体制の促進に要する経費</p>	10分の10以内	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局</p>			

<p>的として、予算の範囲内において交付する。</p>		<p>ただし、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く）、役務費、使用料及び賃借料に限る。</p>		<p>別に指示する様式</p>		<p>地域保健課</p>		
<p>5 公衆浴場確保対策事業費補助金 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）の趣旨に基づき、将来とも必要とされる公衆浴場の廃業を防止し、必要な公衆浴場の確保を図るため、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合</p>	<p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が公衆浴場経営者に対し公衆浴場の経営に係る経費を補助する事業における当該補助に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部健康安全局食品衛生課</p>		
<p>6 公衆浴場利用促進事業費補助金 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）の趣旨に基づき、公衆浴場利用促進事業（敬老入浴事業や家族エコ銭湯事業）を実施することにより、入浴と交流の機会を提供し、健康保持や入浴需要の喚起を通じた浴場経営の安定化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合</p>	<p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が、敬老入浴事業及び家族エコ銭湯事業への道内の公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による浴場業の許可を受け、かつ、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の指定を受けている公衆浴場（市町村営の施設を除く））の参加を推進することにより、健康保持や入浴需要の喚起を通じた浴場経営の安定化を図るための事業に要する経費 ・報償費（謝金等）</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部健康安全局食品衛生課</p>		
<p>7 予防接種健康被害救済措置事業 予防接種法（昭和23年法</p>	<p>市町村</p>	<p>1 ポリオ生ワクチンの定期接種から2次感染したことによる医療費、医療手当、特別手当、死亡一時金、葬</p>	<p>4分の3以内 寄附金その</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第56号様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない。</p>

<p>律第68号)に基づく予防接種に起因する健康被害者及び「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業の実施について」(平成16年3月30日健発第0330019号厚生労働省健康局長通知)に基づく健康被害者の救済を図るため、予算の範囲内で交付する。</p>		<p>祭料の給付に必要な補償、補填及び賠償金等</p> <p>2 予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費に限る。)、使用料及び賃借料</p>	<p>他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>			<p>提出先 総合振興局又は振興局</p>		
<p>8 外来対応医療機関確保事業費補助金</p> <p>外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備に要する費用を補助することにより、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的な移行を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関(令和5年5月7日以前は発熱者等診療・検査医療機関)の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関のうち知事が適当と認める者。</p>	<p>外来対応医療機関(令和5年5月7日以前は発熱者等診療・検査医療機関)の新設に伴う初度設備に必要な需用費(消耗品費、修繕料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。具体的な対象経費の例は下記のとおり。</p> <p>ただし、いずれも令和5年3月10日から令和5年9月30日までに完了するものに限る。</p> <p>(1) 患者案内のための看板の設置料</p> <p>(2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費</p> <p>(3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費</p> <p>(4) 医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費</p> <p>(5) 非接触サーモグラフィカメラ(検温・消毒機能付き等)の購入費</p>	<p>10分の10以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式</p> <p>保福第1の16号様式</p> <p>保福第1の18号様式</p> <p>保福第1の20号様式</p> <p>保福第1の32号様式</p> <p>(申請者が地方公共団体である場合を除く。)</p> <p>別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式</p> <p>保福第1の30号様式</p> <p>保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p>		
<p>9 腎臓機能障がい者通院交通費補助事業</p> <p>腎臓の機能に障害を有る</p>	<p>別記1による</p>	<p>腎臓機能障がい者が人工透析療法による医療の給付を受ける場合の通院に要する経費</p>	<p>別記2による</p>	<p>保福第121号様式</p> <p>通院証明書</p> <p>住民票等、申請者の</p>		<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない。</p>

<p>方が、障害に基づく症状を軽減し、又は除去する目的で、人工透析療法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費について、腎臓機能障がい者の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>				<p>属する世帯の世帯員全員を確認できる書類 身体障害者手帳の写し 申請者及び申請者の所属する世帯の前年分の所得額及び所得税額の課税状況が確認できる書類</p>		<p>提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>		
<p>10 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりを踏まえ、対面相談、電話相談、SNSによる相談、人材の育成、普及啓発及び自死遺族や自殺未遂者に対する取り組みへの支援を実施する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村	<p>新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業に要する経費のうち次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事費（相談に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、負担金及び補助金</p>	3 / 4	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p>		
<p>11 ひきこもり支援体制構築加速化事業 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、ひきこもり相談窓口等の支援体制の構築が求められている</p>	鉦路市	<p>ひきこもり支援体制構築加速化事業に要する経費のうち次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、</p>	3 / 4	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福</p>		

<p>ことから、市町村のひきこもり支援体制の構築を加速化するため、市町村に対し、環境整備に係る費用を予算の範囲内で補助する。</p>		<p>通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金</p>				<p>社課</p>		
<p>12 地域少子化対策重点推進交付金事業 市町村が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、市町村が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（一部事務組合及び広域連合等を含む。）</p>	<p>1 地域少子化対策重点推進事業 当該事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金 2 結婚新生活支援事業（一般コース） 当該事業に必要な扶助費、補助金及び交付金</p>	<p>3 / 4 2 / 3 1 / 2 地域少子化対策重点推進交付金実施要領別記1に規定する事業別に該当するもの 1 / 2 地域少子化対策重点推進交付金実施要領別記2に該当するもの</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第442号様式 保福第443号様式 保福第444号様式 保福第465号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第446号様式 保福第447号様式 保福第448号様式 保福第466号様式 別に指示する様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども政策局 子ども政策企画課</p>		<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課長を経由すること。</p>
<p>13 北海道配偶者暴力被害者等支援調査研究事業 民間シェルター等が行う先進的な取組に対する支援の充実を図るため、予算の</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第4項に</p>	<p>1 受入体制整備事業 被害者等を幅広く把握し、支援するために必要な相談窓口の拡充利便性や安全性に配慮した受入施設の改善や居住場所の確保等の環境整備に</p>	<p>10分の10以内 （知事が別に定める額を限度額とする。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども政策</p>		

<p>範囲内で補助する。</p>	<p>に基づき、配偶者暴力 被害者（その同伴家 族を含む。）の一時 保護を北海道立女性 相談援助センターか ら委託されている団 体</p>	<p>要する経費</p> <p>2 専門的・個別的支援事業 被害者等に対する専門的・個別的 支援を実施するため、専門職の雇用 又は派遣、及び支援員への研修等 の実施により対応力の強化を行う事 業に要する経費</p> <p>3 切れ目ない総合的支援事業 施設退所後においても、支援の切 れ目が生じないよう、自立に向けた プログラムの実施、同行や家事育児 に係る支援など総合的かつ中長期的 な支援を行う事業に要する経費</p>	<p>別に指示する様式</p>		<p>局子ども家 庭支援課</p>	
------------------	---	---	-----------------	--	--------------------------------	--

別記1

補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北海道の区域内に居住し、腎臓機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 腎臓の機能障害を更生するため、居住地以外の市町村に所在する医療機関に通院し、人工透析療法による医療の給付を受けている者
- (3) 補助対象者及びその配偶者又は補助対象者の扶養義務者で補助対象者の生計を維持する者の令和4年(2022年)の所得が、その扶養親族等(市町村長が証明する世帯員を含む。)の有無及び数に応じて、別表に定める額を超えない者
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による医療扶助の移送費等、他の法令等による通院交通費相当分の給付を受けていない者
- (5) 身体障害者旅客運賃割引規則(昭和62年4月1日JR北海道公告第4号)による鉄道の旅客運賃割引を受けていない者
- (6) 居住する市町村に人工透析療法を実施する医療機関がある場合であっても、次のア～カのいずれかに該当する者
 - ア 居住する市町村の医療機関では透析患者が多いため受診できない場合
 - イ 当初受診した医療機関に継続して通院が必要な場合
 - ウ 合併症等により専門的医療機関での人工透析療法が必要な場合
 - エ 就業等の事情により、居住する市町村の医療機関で受診できない場合
 - オ 居住する市町村内に更生医療の指定を受けた医療機関がない場合
 - カ 市町村合併により、受診する医療機関が居住市町村内の医療機関となった場合(合併が行われた日の属する年度を含めて、6か年度の期間に限る。)

別表

本人所得制限基準額

扶養親族等の数	基準額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円を、同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円)を加算した額

配偶者及び扶養義務者所得制限基準額

扶養親族等の数	基準額
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別記 2

補助金額は、次の各号に定める方の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

1 所得税非課税世帯に属する方

別に定める基準額により算出した1か月ごとの補助対象経費（以下「経費」という。）を次に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に、当該区分ごとに掲げる割合を乗じて計算した金額を合算した金額以内の額とする。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 8,400円以下の金額 | 0 |
| (2) 8,400円を超える金額 | 10分の10 |

2 所得税課税世帯に属する方

経費を次に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に、当該区分ごとに掲げる割合を乗じて計算した金額を合算した金額以内の額とする。

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 1万円以下の金額 | 0 |
| (2) 1万円を超え3万円以下の金額 | 2分の1 |
| (3) 3万円を超え5万円以下の金額 | 3分の2（前年分の所得税額が2万1,000円以下の方については、3万円を超える金額につき10分の10とする。） |
| (4) 5万円を超える金額 | 10分の10 |